

(仮称) 小金井市新福祉社会館建設に関する 庁内検討委員会 (第18回)	日時	平成31年3月27日 (水) 10:00~11:05	場所	西庁舎2階 第5会議室
出席者	委員長 (福祉保健部長)、副委員長 (福祉社会館等担当課長) 委員: 子ども家庭部長、企画政策課長、庁舎建設等担当課長、公共施設マネジメント推進担当課長、コミュニティ文化課長、地域福祉課長、自立生活支援課長、健康課長、高齢福祉担当課長、子ども家庭支援センター等担当課長、建築営繕課長、公民館長			
欠席者	介護福祉課長、子育て支援課長			
事務局	地域福祉課福祉社会館等担当			
議事	(1) (仮称) 小金井市新福祉社会館管理運営基本方針の策定について (2) 基本設計に係る各機能要件の整理について			
配布資料	(資料1) (仮称) 小金井市新福祉社会館管理運営基本方針 (資料2) 基本設計等に係る各機能要件整理状況			
結果要旨	<p>(委員長挨拶)</p> <p>【1 連絡・報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新庁舎・(仮称) 新福祉社会館建設基本設計業務委託事業者選考結果の報告 <p>【2 議事(1) (仮称) 小金井市新福祉社会館管理運営基本方針の策定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称) 新福祉社会館に導入する各機能の諸要件等と新年度からの基本設計・実施設計に向けた各機能の項目を整理し、現時点における行政としての基本的な考え方を基本方針として策定した。本基本方針は、今後の基本設計等と同時並行でより具体的な検討を行う過程で随時内容の見直しを行い、管理運営計画や設置条例等へと繋げていくためのものである。 ○ 基本方針の内容については、各機能担当で確認をお願いしていたところだが、改めて委員会の場での確認や意見があればいただきたい。 ○ 2ページの保健センターにおける主な事業内容のうち、BCG接種は【母子保健事業】としての区分が適当なのか。【成人保健事業】として区分するならば、子ども全般に対する保健事業という意味合いでの区分より母子保健法に基づく事業として区分した方が分かりやすいと思う。 <ul style="list-style-type: none"> → 疑義が生じるのであれば、記載の区分にその他事業という項目を設ければ整理がしやすい。災害時医療救護本部訓練の区分も成人保健事業ではないので、より適切な区分となるよう全体的に再確認し修正させてもらいたい。 ○ 新福祉社会館が竣工する時点での事業の方向性が想定できるものについては、現時点でどのような記載をするのが適切かという視点で再確認してもらい、変更するものがあれば相談して欲しい。 ○ がん検診や献血などの大型検診車両等を使用した事業の実施に関する駐車場の使用方法や配置に関しては、福祉社会館等担当において基本設計事業者と調整をお願いしたい。 <ul style="list-style-type: none"> → その予定である。 ○ 8ページの管理運営の目標における枠囲い部分で、事業用に使用する会議室の市民開放についての記載があるが、14ページの貸出し予定会議室以外の会議室開放も検討するということか。 <ul style="list-style-type: none"> → 14ページの表内に会議室等と記載している部分は、各機能の事業用として割り当てた会議室ではあるものの、業務時間以外は一般開放したいということなので、8ページと14ページの会議室は同じである。 ○ 11ページの管理運営体制の方向性については、関係各課と調整した検討結果をもって、方向性が示されたと考えて良いか。 			

→ 現段階での想定範囲内で検討した結果である。

○ 16 ページの新庁舎との機能連携について、市民サービスの利便性の向上が見込まれる内容を、もう少し具体的に記載してはどうか。

○ 13 ページに新施設の開館時間・休館日の記載があるが、新庁舎との機能連携により市民サービスの利便性の向上が見込まれるのであれば、各機能が土日祝日をほぼ一斉に休館日としていて、現在と大きく変更がない。新たな施設が市民サービスの利便性の向上を見込むのであれば、何かが変わって市民サービスの向上となるのか、市民ニーズに合っているのかどうかを更に検討し見直す余地はあると思う。実質的に、サービスを向上させるということは、開館時間を拡充することも含めて見直しや検討が求められると思っている。

○ 開館時間等だけでなく、新庁舎との多機能・複合化による効果というのは各機能がそれぞれ検討結果として調査票に記載しているものがあるので、新庁舎との機能連携としてならば「利便性の向上が見込まれます」よりも、見込む効果の記載ができるのではないかと。

→ この基本方針は、建物の管理運営に関しての方針であり、現時点において個々の事業展開のことを全て盛り込んでいけるとは考えていない。あくまで管理運営の方向性を定めることがメインであるとの認識である。

○ 管理運営基本方針は今後の検討状況等に応じて見直しを行う予定であるということの記載をしておく、開館時間拡充の検討や見直しなどには繋げていけると思う。検討経過に応じて、適宜見直す用意はあるという記載があっても良いと思う。

○ 基本的にはこれから基本設計や実施設計の内容を反映しつつ、基本方針を管理運営計画として作り上げていくという大前提があるので、当然この基本方針は検討や見直しによって変わっていくことは十分想定しているし、目次の下にも記載をしているところである。基本設計を行っていく中で、市民や関係者の意見など取り入れながら完成していくものかと思っている。今後、検討や見直しが必要な項目については、変更も想定した上で対応していかねばならないと思うし、現時点で決定する事が難しい部分もあろうかと思うが、見直しが必要かどうかも含め、各担当において適切なプロセスを踏んだ上で、説明可能な状態に整理しておいてもらいたい。

【2 議事(2) 基本設計に係る条件等の整理状況について】

○ この基本方針は、資料2の各機能の検討項目の結果から取りまとめられている。新しい施設で複合化によって市民サービスが向上するとしたときに、今後、開館時間を含め、見直しや拡充をするような方向性を決め、管理運営計画へ記載していくことを想定しているのであれば、各所管において、適切な手続きやプロセスを踏んでおかないと、基本設計のどこかの段階で変更の必要があったときに、混乱を招くので、その点はよろしくお願ひしたい。

【3 その他】

○ 基本設計に係る設計と条件の検討項目については新年度以降も引続きお願ひしたい。また、市民との会議やワークショップ等の開催がある場合は随時お知らせする。次回の委員会開催は別途、必要に応じて通知する。

－ 以上で終了 －